

規制の事後評価書

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律部分）

規制の名称：衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可及び衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る認定

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：内閣府宇宙開発戦略推進事務局

評価実施時期：令和 7 年 3 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可及び衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る認定の欠格事由から成年被後見人を削除するとともに、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定をいう。以下同じ。）を新設した。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等の人権の尊重等の効果	事前評価時	成年被後見人の欠格条項を削除し、個別審査規定が設置されるため、成年被後見人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人の人権の尊重、成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。一方、個別審査を行うことにより、適正な衛星リモートセンシング装置の使用及び衛星リモートセンシング記録の取扱いは引き続き確保される。
	事後評価時	成年被後見人（令和5年12月末日時点：178,759人）の欠格条項の削除により、成年被後見人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、成年被後見人の人権の尊重、成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られていると考える。 令和元年度から令和5年度までの衛星リモートセンシング装置の使用許可件数は14件、衛星リモートセンシング記録の取扱いの認定件数は4件であり、個別審査規定に基づく審査により欠格事由に該当したことによる不許可件数はいずれも0件である。

<負担>

■行政費用

		算出方法と数値
① 個別審査規定の新設に伴う費用	事前評価時	具体的な個別審査内容を規定するため、府令等を改正するための費用や本規制の周知・徹底など、改正後の円滑な施行に向けた準備や審査に要する費用が発生するものの、当該費用は限定的である。
	事後評価時	費用は特段発生していない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	—
	事後評価時	顕在化した負担はない。

■その他の負担

- ・特段負担は発生していない。

3 考察

- ・本規制緩和により、適正な衛星リモートセンシング装置の使用及び衛星リモートセンシング記録の取扱いを確保しつつ、成年被後見人の人権の尊重、成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られていると考える。
- ・本規制緩和により、行政費用、顕在化する負担その他の負担は特段発生していない。
- ・本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。